

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滋賀県条例第1号)第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成19年9月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 人員の削減等

ア 目標年次、対象部門および削減目標

(ア) 目標年次

平成20年4月1日

(イ) 対象部門および削減目標

知事部局および行政委員会等の事務局 約320人

県立学校および市町立学校 約80人

イ 平成19年4月1日現在の進捗状況

知事部局および行政委員会等の事務局 283人(進捗率88.4%)

県立学校および市町立学校 64人(進捗率80.0%)

(2) 部門別職員数の状況等(職員数は、各年4月1日現在のものです。)

(単位：人)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年度	平成19年度		
一般行政部門		3,529	3,453	76	事務事業の合理化、財政構造改革プログラムによる公共事業の減少、指定管理者制度の導入に伴う減、全国豊かな海づくり大会開催準備、児童相談体制の強化に伴う増等
教育部門 (教育委員会教育長を含む。)		11,738	11,651	87	児童生徒数の減少、派遣社会教育主事の廃止等に伴う教員の減等
警察部門		2,500	2,534	34	県民の安全対策のための体制強化に伴う増
公営 企業 部門	病院	808	826	18	事務事業の合理化に伴う減、病院機能評価対応に伴う増等
	水道 その他	187	181	6	事業量の減少による減等
合計		18,762	18,645	117	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務局(公営企業部門を除く。)、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(3) 職員の採用・退職・再任用者数

(単位：人)

区分		任命権者の別 知事部局、 議会事務局およ び行政委員会事 務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業 庁	合 計
			教育職	その他	警察官	その他			
採 用	平成18年4月 2日 ～ 平成19年3月31日	15	3	0	43	5	0	57	123
	平成19年4月 1日	88	344	25	89	5	0	39	590
	合 計	103	347	25	132	10	0	96	713
退 職	平成18年4月 1日 ～ 平成19年3月30日	20	21	4	48	0	0	40	133
	平成19年3月31日	128	407	36	54	10	5	47	687
	合 計	148	428	40	102	10	5	87	820
再 任 用		23	30	10	0	0	1	1	65

(4) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局（平成19年4月定期人事異動）（単位：人）

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐 級・主幹 級	副主幹級 ・主査級	一般職員 級	合 計
異動者数	14	31	281	482	543	401	1,752
うち昇任者数	12	22	78	115	129	-	356

イ 教育部門（平成19年4月定期人事異動）

(単位：人)

	校長級	教頭級	教諭級	実習助手級	合 計
異動者数	163	205	1,529	8	1,905
うち昇任者数	39	45	-	-	84

ウ 警察部門（平成19年3月定期人事異動）

(単位：人)

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長 およびこれ に相当する 職	巡査およ びこれに 相当する 職	合 計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	17	68	122	202	172	138	719

うち昇任者数	6	13	25	53	63	-	160
--------	---	----	----	----	----	---	-----

2 給とおよび休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（平成18年度普通会計決算見込）

区 分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B / A)
18年度	484,729,307 千円	175,834,402 千円	36.3 %

(注) 人件費は、給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（平成19年度普通会計予算）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B / A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
19年度	17,638 人	79,864,512 千円	17,682,466 千円	34,220,627 千円	131,767,605 千円	7,471 千円
		60.6 %	13.4 %	26.0 %	100.0 %	

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 特別職の給料等

給 料 月 額	知 事	1,056,000 円	(減額前 1,320,000 円)
	副 知 事	904,800 円	(" 1,040,000 円)
報 酬 月 額	議 長	936,000 円	(減額前 1,040,000 円)
	副 議 長	819,000 円	(" 900,000 円)
	議 員	781,200 円	(" 840,000 円)
期 末 手 当	知 事	6 月期	1.60 月分
	副 知 事	1 2 月期	1.75 月分
	計		3.35 月分
手 当	議 長	6 月期	1.60 月分
	副 議 長	1 2 月期	1.75 月分
	計		3.35 月分

(注1) 知事の給料および期末手当については平成18年7月20日より20%の削減を、副知事については平成18年10月14日より給料の13%と期末手当の10%の削減を、議長等の報酬については平成17年4月1日より議長10%、副議長9%、議員7%の削減をそれぞれ実施しています。

(注2) () 内の数字は、削減しない場合の額で、平成8年4月1日に改定されたものです。

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢（平成19年4月1日現在）

区 分	行政職職員		警 察 官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均 給料 月額	平均 年齢	平均 給料 月額	平均 年齢	平均 給料 月額	平均 年齢	平均 給料 月額	平均 年齢	平均 給料 月額	平均 年齢
県	351,318 円	43歳 6月	332,470 円	39歳 4月	402,004 円	44歳 5月	386,899 円	43歳 6月	337,584 円	50歳 0月
国	325,724 円	40歳 8月	(注)平成19年4月1日より、職階に応じて給料の5～1.5%削減を実施 しています。							

イ 初任給および採用2年後の給料（平成19年4月1日現在）

区 分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 の給料額	決定初任給	採用2年経過日 の給料額
行政職 職員	大学卒	174,148 円	185,476 円	179,200 円	192,600 円
	高校卒	140,658 円	150,213 円	138,400 円	144,100 円
警察官	大学卒	199,266 円	214,533 円	185,300 円	196,800 円
	高校卒	167,352 円	180,354 円	156,200 円	164,600 円
高等学校 の教員	大学卒	194,439 円	206,850 円		
小・中学校 の教員	大学卒	194,439 円	206,850 円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職 職員	大学卒	268,886 円	310,474 円	376,041 円
	高校卒	220,412 円	269,755 円	306,250 円

(5) 行政職職員の級別人員（平成19年4月1日現在）

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級
標準的な職務内容 (代表的な職名)	部 長	部次長	本庁の課長	参 事 課長補佐 (困難)	課長補佐 主 幹 (困難)	主 幹 副 主 幹 (困難)	副主幹・主査 主任主事・主任技師(困難)
職 員 数	22 人	47 人	145 人	677 人	386 人	842 人	1,038 人
構 成 比	0.6 %	1.3 %	3.9 %	18.1 %	10.3 %	22.5 %	27.7 %

区 分	2 級	1 級	計
標準的な職務内容 (代表的な職名)	主任主事・主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	406 人	178 人	3,741 人
構 成 比	10.8 %	4.8 %	100.0 %

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成19年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

		内 容
毎月決ま って支 給さ れる も の	地 域 手 当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内4.4%、東京都の特別区14%を乗じた額
	扶 養 手 当	配偶者13,000円、その他各6,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各5,000円加算
	住 居 手 当	[借家借間居住者] 月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円 [持ち家居住者] 月額4,500円
	通 勤 手 当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給（6箇月の定期券を基礎とする額により支給） [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から31,100円 駐車場利用料金の2分の1の額（上限3,500円）
	そ の 他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等

勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当（51種） （全職員に占める手当支給職員の割合 38.2%、支給対象職員 1人当たりの平均支給月額 8,332円（平成18年度実績）） [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の 手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪 予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当				
	時間外勤務手当	職員 1人当たりの平均支給月額 39,595円（平成18年度実績。一般行政・警察を含む。）				
	その他	宿日直手当等				
その他	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.45か月分を 2回に分けて支給				
	退職手当		勤続年数			最高限度
		区分	20年	25年	35年	
		自己都合	23.5月分	33.5月分	47.5月分	59.28月分
		定年・勸奨	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	早期退職特例措置 2%～20%加算					
（注）平成18年度の 1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で 2,734万円、自己都合などの場合で 662万円です。						

(7) 年次有給休暇の使用状況（平成18年 1月 1日～平成18年12月31日）

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b) / (c) 平均取得日数	(b) / (a) 取得率
知事部局	119,644 日	37,322.0 日	3,037 人	12.3 日	31.2 %
教育委員会	448,449 日	137,603.0 日	11,170 人	12.3 日	30.7 %
警察本部	92,927 日	12,432.1 日	2,353 人	5.3 日	13.4 %
議会事務局および その他の行政委員 会事務局	2,000 日	549.5 日	50 人	11.0 日	27.5 %
企業庁	3,057 日	1,018.2 日	77 人	13.3 日	33.3 %
病院事業庁	26,067 日	5,365.0 日	665 人	8.1 日	20.6 %

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業および部分休業の取得状況（平成18年度）

（単位：人）

任命権者の別	平成18年度中の育児休業取得状況 （全職員）				平成18年度中に新たに育児休業が取得可能と なった職員の育児休業取得状況					
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	1	93	0	15	110	50	1	50	0	4
教育委員会	7	444	0	4	201	195	3	194	0	2
警察本部	0	29	0	0	103	12	0	12	0	0
議会事務局および その他の行政委員 会事務局	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
企業庁	0	1	0	0	3	1	0	1	0	0
病院事業庁	0	77	0	2	10	33	0	33	0	0
合計	8	644	0	21	428	291	4	290	0	6

（注）知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

3 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（平成18年度）

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

（単位：人）

任命権者の別	勤務実績がよく ない場合		心身の故障のため職務遂行に支 障がある場合		職に必要な適格 性を欠く場合		廃職または過員 を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局および その他の行政委員 会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分の状況

(単位：人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	21	0	3	0
教育委員会	68	0	1	0
警察本部	6	0	0	0
議会事務局および その他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	5	0	0	0
合 計	100	0	4	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分の状況(平成18年度)

(単位：人)

任命権者の別	免 職	停 職	減 給	戒 告
知事部局	1	6	0	0
教育委員会	1	0	1	3
警察本部	0	1	1	2
議会事務局および その他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	1	0	0
合 計	2	8	2	5

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 人材育成に関する状況

(1) 人材育成基本方針の概要(知事部局)

ア 趣旨

市町村合併の進展、厳しい財政状況など、本県を取り巻く諸情勢は大きく様変わりし、これまでの経験や前例が参考にならない、モデルのない時代を迎えています。

今後は、国からの指示や通達を抛り所に、決められたとおり事務を処理する従来のスタイル(従属・他律

型)から脱却し、地域の課題をくみ上げ、創造的な施策を立案し、効率的、効果的に実施していく新たなスタイル(自律型)への転換が必要です。

人材育成基本方針は、人こそが最大の経営資源であるという認識のもと、組織の目標に向かって職員が持てる力を最大限に発揮できる仕組みを作るための人材戦略であり、人材育成のマスタープランです。

イ 目指す職員像

この方針では、目指す職員像を「滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材」とし、具体的には、次に掲げる職員像を目指しています。

- (ア) 滋賀を愛し、地域の未来を創造する意欲にあふれた職員
- (イ) 改革精神を持ち、地域経営の視点で行動する職員
- (ウ) 使命感と目標を持って自律的に行動し、自ら成長する職員

ウ 自律型人材育成制度の導入

自律型人材の育成のため、新たに「自律型人材育成制度」を段階的に導入することとしました。

この制度は、職員自身が個人目標を設定し、自らの役割と責任を自覚し、チャレンジ精神や創意工夫を発揮しながら自律的に職務を遂行するとともに、職務遂行における職員の強みや弱みを把握して能力開発や人材育成を効果的に行うことを目的としたものです。

(2) 主な研修の実績等(平成18年度)

ア 知事部局

(ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
ステップアップ研修	職員としての基本的資質・階層に応じた能力の養成を図る。(階層別研修および年代別研修)	872
パワーアップ研修	職員の個性、特性およびキャリアに応じた能力の開発・資質の向上を図る。(自治体法務能力、政策法務能力、プレゼンテーション技法等)	827
重点化テーマ研修	職員の自己改革、男女共同参画意識の醸成および政策形成能力の養成を図る。(NPO協働研修、育児休業者職場復帰研修等)	64
特別研修	個別・特定のテーマにより職員の資質向上・能力開発を図る。(新任所属長・グループリーダー等研修、人権問題研修指導者養成研修等)	940

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、民間企業、大学院、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	19

イ 教育部門

(ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、技能および態度を養い、専門職としての資質向上を図る。(初任者研修、5年経験者研修、10年経験者研修、15年経験者研修)	817
ステップアップ研修	管理職の学校経営能力の向上と中堅教員のリーダーシップの養成を図る。(管理職・リーダー養成各コース)	592

職務研修	職務に応じて、必要な知識、技能、態度を養い、専門職としての識見を高める。(新任校長研修、新任教頭研修等)	585
------	--	-----

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	47
短期海外派遣研修	次代を担う青少年を育成する教員に諸外国の教育文化および社会等の実状を視察させ、国際的視野に立った識見を高め、国際理解教育の中核となる教員を養成するため、教員研修センター主催の教職員海外派遣研修に派遣した。	32
若手教員海外派遣研修	若手教員を海外の教育機関、研究機関、行政機関等に派遣し、これらの機関等における調査研究、現地での生活体験等を通して、海外の教育事情等について理解を深め、国際的な視野に立った識見を高めることにより、本県の教育改革および国際理解教育の中核となる教員の確保、育成を図る。	1
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	40

ウ 警察部門

(ア) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または事務職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養)	289
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養)	22
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	256

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数(延べ人数)
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	91
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	119

語学研修	捜査等に必要となる各言語についての知識・技能を修得を図るため、国際捜査研修所における研修を受けさせた。	2
------	---	---

5 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成18年度）

名 称	対 象 者	受診・受講者数(人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	92	289	243
定期健康診断	全職員	4,919	4,837	2,458
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	2,422	1,427	1,782
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	3,025	966	163

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含まない。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、財団法人滋賀県教職員互助会および財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金および県の補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項 目	互助会			
	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会	
会員数（人）	18.4.1現在	5,264	11,348	2,529
	19.4.1現在	5,189	11,308	2,592
掛金額（千円）	18年度	192,853	546,292	77,207
	19年度	192,612	542,920	77,374

補助金の額（千円）	18年度	86,000	183,000	33,432
	19年度	73,000	168,000	33,432
職員一人あたり	18年度	15,588	15,035	11,012
補助金額（円）	19年度	13,184	13,796	10,583

(注) 職員一人あたり補助金額は、補助金の額から事務費および人件費を控除し算出しています。

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成18年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	25	5	30
教育委員会	84	5	89
警察本部	49	2	51
議会事務局および その他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	4	0	4
合 計	162	12	174

第2 平成18年度人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成18年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

なお、病院事業庁の医師、看護師等の選考による採用の権限を、平成18年11月2日から病院事業庁長に委任しています。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区分	採用予定 人員 人	申込者 数 人	受験者 数 人	1次試験 受験率 %	口述 対象 人	口述 受験 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	約 35	(106)	(91)	87.1	(37)	(36)	(16)	(13)	10.3	(11)
		427	372		175	170	69	36		32
環境行政	若干	(15)	(9)	83.3	(1)	(1)	(1)	(1)	15.0	(1)
		54	45		10	10	6	3		3
警察事務	若干	(13)	(11)	88.9	-	-	(1)	(1)	20.0	(1)
		45	40		8	2	2			
化学	若干	(4)	(3)	75.0	-	-	(1)	(0)	3.8	(0)
		20	15		9	4	4			
農業	若干	(12)	(11)	88.2	-	-	(3)	(2)	10.0	(2)
		34	30		8	3	3			
総合土木	約 10	(4)	(4)	78.3	-	-	(1)	(1)	3.0	(1)
		46	36		15	12	9			
計		(154)	(129)	85.9	(38)	(37)	(23)	(18)	9.0	(16)
		626	538		185	180	115	60		53

(注)()は、女性の数を内数で示します(以下同じ。)

イ 初級試験

区分	採用予定 人員 人	申込者 数 人	受験者 数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	若干	(23)	(22)	85.7	(3)	(2)	12.0	(1)
		56	48		13	4		2
警察事務	若干	(25)	(22)	81.8	(5)	(1)	15.0	(1)
		55	45		8	3		3

計		(48)	(44)	83.8	(8)	(3)	13.3	(2)
		111	93		21	7		5

ウ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人員 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務	約 10	(40)	(38)	86.4	(8)	(7)	6.9	(5)
		88	76		29	11		6
小・中学校 事務 (特別募集)	約 5	(24)	(19)	71.1	(5)	(3)	9.0	(3)
		76	54		14	6		6
計		(64)	(57)	79.3	(13)	(10)	7.6	(8)
		164	130		43	17		12

工 警察官(男性)採用試験

区分	採用予定 人員 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人	
県 内	第 一 回	A-1 約 40	251	181	72.1	158	44	4.1	41
		A-2 約 50	376	251	66.8	217	66	3.8	55
	第 二 回	A 約 10	189	147	77.8	55	10	14.7	4
		B 約 15	171	143	83.6	68	15	9.5	14
計		987	722	73.2	498	135	5.3	114	
県 外	A	若干	-	86	-	37	3	28.7	3
	B	若干	-	80	-	23	1	80.0	1
	計		-	166	-	60	4	41.5	4

才 警察官(女性)採用試験

区分	採用予定 人員 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
第一回 A	若干	74	46	62.2	29	4	11.5	4
第二回 B	若干	42	35	83.3	19	3	11.7	3
合計		116	81	69.8	48	7	11.6	7

カ 身体障害者を対象とした職員採用試験

区 分	採用予定 人 員 人	申 込 者 数 人	受 験 者 数 人	受 験 率 %	合 格 者 数 人	競 争 率 倍	採 用 者 数 人
一 般 事 務	1	(2) 7	(2) 6	85.7	(0) 1	6.0	(0) 1

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員						警 察 官		
職	部 局	知 事	教 育	警 察	そ の 他	計	職	
	部 局	部 局	委 員 会	本 部				
部 長 お よ び							警 視	
そ の 相 当 職	5	-	-	-	-	5	(部 長 相 当 職)	-
次 長 お よ び							警 視	
そ の 相 当 職	1	-	-	-	-	1	(課 長 相 当 職)	3
課 長 お よ び							警 部	
そ の 相 当 職	11	4	1	1	1	17		5
課 長 補 佐 お よ び							警 部 補	
そ の 相 当 職	8	2	-	-	6	16		-
副 主 幹 お よ び							巡 査 部 長	
そ の 相 当 職	11	3	-	-	2	16		1
主 事、技 師 お よ び							巡 査	
そ の 相 当 職	65	20	4	4	129	218		3
技 能 労 務 職							計	
	-	2	-	-	-	2		12
計	101	31	5	5	138	275	合 計 (+)	287

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
判 定 員	4	4	理 学 療 法 士	2	2
児 童 指 導 員	1	1	作 業 療 法 士	2	2
児 童 福 祉 司	2	2	保 健 師	3	3
保 育 士	1	1	助 産 師	1	1
琵琶湖環境科学センターの研究者	2	2	看 護 師	56	52
工業技術総合センターの技師	1	1	司 書	1	1
医 師	11	11	運 転 免 許 試 験 員	3	3
獣 医 師	4	4	科学捜査研究所の研究者	1	1
薬 剤 師	5	5	技 術 員	1	1
栄 養 士	2	2	業 務 員	1	1
診療放射線技師	1	0	計	105	100

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびこれに相当する職以上の職をいう。)に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	14	14	看 護 師	11	11
臨床工学技士	1	1	病院事業庁の医療事務員	3	3
			計	29	29

(注) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(3) 昇任選考

ア 昇任選考

(単位：人)

一 般 職 員						警 察 官	
部 局 職	知 事	教 育	警 察	そ の 他	計	職	
	部 局	委 員 会	本 部				
部 長 お よ び そ の 相 当 職	11	-	-	2	13	警 視 (部長相当職)	8
次 長 お よ び そ の 相 当 職	21	-	-	1	22	警 視 (課長相当職)	14
課 長 お よ び そ の 相 当 職	44	4	1	4	53	警 部	18
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	96	6	4	13	119	警 部 補	4

副主幹および その相当職	102	25	5	18	150	巡査部長	-
計	274	35	10	38	357	計	44
合計(+)							401

イ 参事級昇任選考試験

区 分		昇 任 予定者数 人	対象者数 人	申込者数 人	申込率 %	受験者数(a) 人	受験率 %	合格者数 (b) 人	倍率 (a/b) 倍
事 務	行政 (一般事務)	約15	102	82	80.4	80	97.6	17	4.7
技 術	化学 林業 農業 水産 農業土木 土木 建築 電気 機械 薬剤師 獣医師	約10	68	60	88.2	60	100.0	13	4.6
計		約25	170	142	83.5	140	98.6	30	4.7

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成18年10月16日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差

ア 公民給与の比較方法の見直し

(ア) 比較対象企業規模を従来の「100人以上」から「50人以上」に変更

(イ) 比較対象従業員をスタッフ職等にも拡大

(ウ) 職員の給与と民間従業員の給与の対応関係を整理

イ 公民較差（新規採用者を除く。）

1.58% 6,325円

[0.49% 1,992円]

(参考) 人事院勧告 官民較差 0.00% 18円

ウ 勧告における公民較差

平成15年度から平成18年度までにおける知事等の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による給与の減額措置については、当該措置が財政健全化のための取組の一つとして実施される臨時・特例的なものであることから、勧告における公民較差は、当該措置がなかった場合の較差〔 0.49% 1,992円〕とする。

エ 改 定（新規採用者を含む。）

0.47% 1,918円（内訳：地域手当 1,918円）

ただし、特例条例による給与の減額措置が解消されない限りは、実施を要しない。

（参考）現行平均給与月額 396,091円〔404,344円〕（行政職、平均年齢 43.4歳）

注 イ～エの〔 〕内は、特例条例による給与の減額措置がなかった場合の額（率）

(2) 公民較差に基づく改定

ア 給料表 改定見送り

イ 期末・勤勉手当 改定見送り

現行年間支給月数（4.45月）は、民間の支給割合（4.46月）とおおむね均衡

ウ 地域手当 引下げ改定。（平成18年度暫定支給割合：3.5% 3.0%）

ただし、特例条例による減額措置後の職員の給与が、現に民間事業所従業員の給与を下回っており、また、地域手当の現行支給割合が、平成18年度末までの暫定的なものであることから、当該減額措置が解消されない限りにおいては、実施を要しない。

(3) 給与構造の見直し等による改定

ア 地域手当

国に準じて平成19年度の暫定的な支給割合を設定することが適当。ただし、県内地域については、本年の公民較差を十分に踏まえることが必要

イ 管理職手当

年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、国に準じて定額化

ウ 管理職員特別勤務手当

管理職手当の改定との均衡を考慮して、所要の改定

エ 扶養手当

3人目以降の子等の支給月額を引上げ。（5,000円 6,000円）

オ 実施時期

平成19年4月1日から実施

(4) その他

ア 弾力的な勤務形態の検討

人事院が意見の申出を行った「育児のための短時間勤務制度」および「自己啓発等休業制度」については、今後の国における制度の整備状況や地方公務員法の改正の動向等に留意しながら、本県既存の制度との整理・統合等も含めて検討を行うことが必要

イ 休息時間の廃止等

休息時間については、国が廃止し休憩時間に一本化したことを踏まえ、他の都道府県の動向に留意しながら、本県の職場実態も考慮して適切に対応することが必要

ウ 時間外勤務の縮減等

(ア) 引き続き、時間外勤務の目に見える縮減に向けて、積極的に取り組むことが必要

(イ) 長時間労働を行った職員に対する医師の面接指導等については、労働時間の把握が難しい職員等についても、他の職員との均衡を失することのないよう留意することが必要

エ 人材育成の推進

自律型人材育成制度については、人材育成のより一層の推進の観点から、研修等の人事管理施策と連携させながら、県の組織全体で取り組むことが必要

オ 分限制度の適切な運用

勤務態度の不良、職務に対する適格性の欠如等の理由により、その職責を果たすことができない場合等には、分限制度の趣旨に則り適切な対処を行うことが必要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況

平成18年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです（件数には、地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託に係るものを含みます。）

(1) 措置の要求 該当事案なし

(2) 不服申立て

区 分	平成17年度末 係 属 件 数	平 成 18 年 度			平成18年度末 係 属 件 数
		申立て件数	審理等回数	終 結 件 数	
懲 戒 処 分	1 件	0 件	3 回	0 件	1 件